

処 分 基 準

令和3年2月1日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第6条第1項及び第2項
処 分 の 概 要：古物営業の許可の取消し
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第4条（許可の基準）
処 分 基 準： 古物営業法第6条第1項各号又は第2項に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、速やかに是正、回復等することができ、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が法第4条第1号から第8号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問合せ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話0952-24-1111内3033） 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：